

鳥獣被害防止対策とジビエ利用の推進

【令和7年度予算概算決定額 10,009 (10,009) 百万円】
(令和6年度補正予算額 5,460百万円)

＜対策のポイント＞

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、鳥獣の捕獲等の強化やジビエ活用拡大への取組等を支援します。

また、森林における効果的・効率的なシカ捕獲の取組を実施、支援します。

目標事業

- 農作物被害を及ぼすカ、イノシシの生息頭数を平成23年度から半減（約215万頭〔令和10年度まで〕）
- 野生鳥獣のジビエ利用量を令和元年度から倍増（4,000t〔令和7年度まで〕）

△ 如何培养△

業 事

1. 鳥獸被害防止総合対策交付金

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 9,900 (9,900) 百万円

- シカやイノシシ、サル、クマ等への対応など「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や、侵入防止柵の設置、鳥獣対策に係る総合的な人材育成等を支援します。

- ② 鳥獸被害防止都道府県活動支援事業、鳥獸被害防止都道府県活動支援事業、鳥獸被害防止都道府県活動支援事業

- 都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策や広域捕獲に係る取組等を支援します。

- ### ③ 鳥獸被害防止緊急捕獲活動支援事業

- 被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動経費を支援します。

- ④ 鳥獣被害対策基金盤支援助事業、全国シビエプロジェクト事業等【令和6年度補正予算含む】

- 被害対策推進のための人材育成やジビエ消費拡大を図るプロモーションを行うとともに、

- ジビエ利用の更なる拡大に向けたパットフォードの利用促進や情報発信の取組等を支援します。

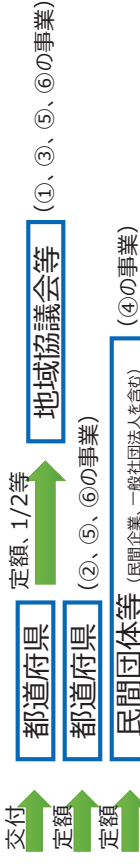
- ⑤ シカ特別対策事業、ク特別対策事業【令和6年度補正予算含む】

- シカの集中捕獲や、クマの捕獲対策を体制整備と併せて支援します。

- ## ⑥ スマート捕獲等普及加速化事業

ICT等を活用したスマート鳥獣害対策のモデル地区の整備と横展開を支援します。

＜事業の流れ＞

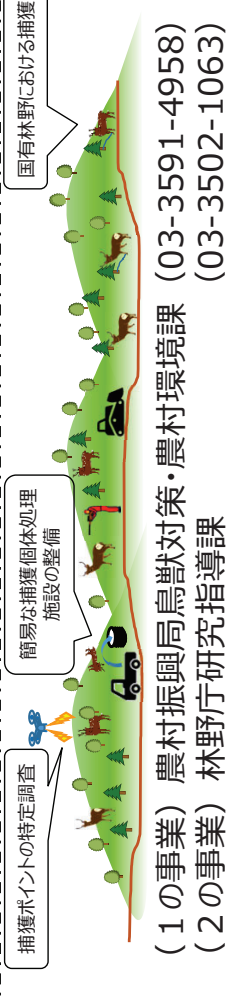


- ## 2. シカ等による森林被害緊急対策事業

2. シカ等による森林被害緊急対策事業 109 (109) 百万円
森林におけるシカ捕獲を効果的・効率的に実施するため、ドローンを活用した捕獲ポイントの特定調査や、簡易な捕獲個体処理施設の整備等を実施、支援するとともに、国有林野における国土保全のための捕獲を実施します。【令和6年度補正予算含む】

＜事業の流れ＞ ※国有林においては、直轄で実施

[お問い合わせ先]



特殊自然災害対策施設緊急整備事業

【令和7年度予算概算決定額 300（300）百万円】

＜対策のポイント＞

火山活動による降灰被害を受ける地域において、農作物への被害を防除・最小化するために必要な施設等を支援します。

＜事業目標＞

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する**防災宮農施設整備計画**の対象地域において、以下の支援を実施します。

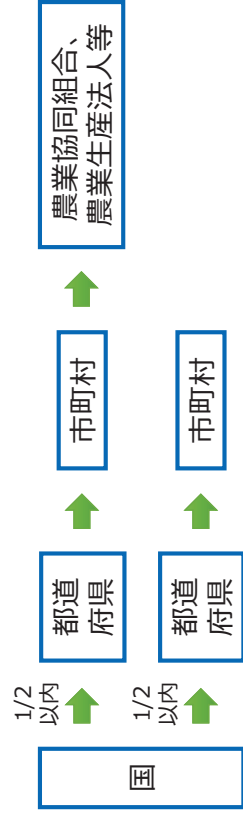
1. 施設整備等

降灰被害を防除・最小化するために必要な**洗浄用機械施設**整備等を支援します。

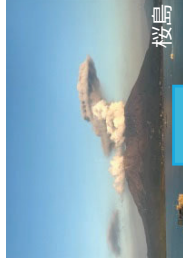
2. 関連整備等

1に関連する一体的な整備等を支援します。

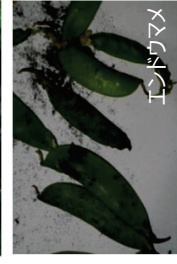
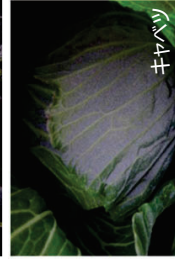
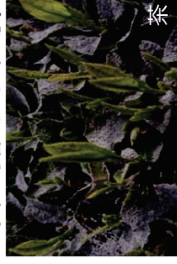
＜事業の流れ＞



火山の噴火



農作物への降灰
（茶、露地野菜等）



＜事業の実施＞

【1. 施設整備等】



露地野菜洗浄用機械（乗用型）

・乗用型洗浄用機械施設により、農作物に付着した火山灰を洗浄し、収量及び商品性の低下を防止します。



茶葉洗浄用機械（乗用型）



据置型洗浄用機械

【2. 関連整備等】



洗浄用水供給施設

・工場の据置型の洗浄用機械施設により、農作物に付着した火山灰を洗浄し、商品性の低下を防止します。

・農作物の洗浄のための用水を供給する施設により、洗浄効果を高め、収量及び商品性の低下を防止します。

洗浄された農作物



茶



キャベツ



エンドウマメ

＜対策のポイント＞

本事業の取組に係る国の指針に則して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づく地域特性をいかした活動の推進や各種支援事業の優遇措置等により、中山間地農業を元気にします。

＜事業目標＞

中山間地域の特色をいかした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農山漁村振興交付金のうち中山間地農業推進対策

中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組、複数の集落の集落の機能を補完する農村RMOの形成、デジタル技術の導入・定着を支援します。

農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

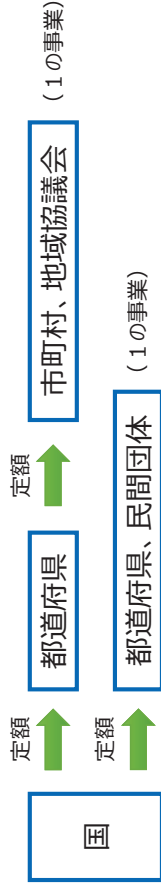
2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

中山間地域等の特色をいかした農業や、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

地域の共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の一員として支援します。

＜事業の流れ＞



※ 2、3の事業の流れは事業ごとに異なります。

＜事業イメージ＞

中山間地農業推進対策

- 中山間地農業ルネッサンス推進事業：収益力向上等の取組、優良事例創出を支援
- 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業：農村RMO形成、伴走支援体制構築等を支援

多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

- ・ 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- ・ 農業農村整備関係事業
- ・ 集落営農連携促進等事業
- ・ 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
- ・ みどりの食料システム戦略推進交付金のうちバイオマスの地産地消
- ・ 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策等）

[支援事業]
優先枠
優遇措置

[連携事業] 農山漁村振興交付金（山村活性化対策）

地域を下支え

地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

- ・ 多面的機能支払交付金
- ・ 環境保全型農業直接支払交付金
- ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
- ・ 里山林活性化による多面的機能発揮対策事業

[連携事業] 中山間地域等直接支払交付金

中山間地農業ルネッサンス事業における優遇措置等

※下線部は本年度拡充事項

中山間地農業推進対策による支援

- 中山間地農業ルネッサンス推進事業
中山間地域等で収益力向上や販売力強化等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援
- 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業
農村RMOの形成に向けて、実証事業やデジタル技術の導入・定着を推進する取組、中間支援組織の育成や農村RMOの裾野を広げるための取組等を支援

採択に当たったの配慮

- 農山漁村振興交付金
中山間地域等で地域資源活用価値創出対策、最適土地利用総合対策及び情報通信環境整備対策の取組を行う場合に審査時のポイント加算等
- 鳥獣被害防止総合対策交付金（うち整備事業）
被害防止施設等の整備を行う場合に審査時のポイント加算
- 里山林活性化による多面的機能発揮対策事業
農地等の維持保全にも資する取組を行う場合に優先的に採択
- みどりの食料システム戦略推進交付金のうちバイオマスの地産地消
中山間地域等で取組を行う場合に審査時のポイント加算
- 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
中山間地域等で取組を行う場合に優先的に採択
- 集落営農連携促進等事業
中山間地域等で取組を行う場合に優先的に採択

上限事業費・交付率の拡大

- 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
施設ごとの交付対象上限事業費を1.3倍に拡大（優先加算ポイントの適用案件のみ）
- 農山漁村振興交付金
地域資源活用価値創出対策のうち産業支援型において、加工・販売施設等の整備に對して交付率を嵩上げ（3/10→1/2）等

受益面積要件の緩和

- 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
 - ・中山間地域等に対する受益面積要件を緩和（稲：50ha→10ha 等）
 - ・都道府県知事が特に必要と認める場合には面積要件を撤廃（優先加算ポイントの適用案件のみ）
- 農業農村整備関係事業
 - （1）農業競争力強化基盤整備事業
 - ・農地整備事業（中山間地域型）について、中山間地域等に対する受益面積要件を緩和（20ha以上→10ha以上）
 - ・農地中間管理機構関連農地整備事業について、中山間地域等に対する受益面積要件を緩和（10ha以上→5ha以上）
 - ・水利施設等保全高度化事業について、中山間地域等における受益面積要件を緩和（20ha以上→10ha以上）
 - （2）農山漁村地域整備交付金、農村整備事業
 - 農道の保全対策について、過疎地域等の条件不利地域においては受益面積要件30ha以上（その他地域においては50ha以上）で実施

事業要件の緩和等

- 機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業
農地バンクの最低活用率要件を平地の場合40%のところを中山間地の場合15%に緩和等
- 多面的機能支払交付金
広域活動組織の設立要件を変更（「農用地面積が200ha以上」→「農用地面積が50ha以上」又は「3集落以上での組織の構成」）
- 環境保全型農業直接支払交付金
交付金を受けるための事業要件である「推進活動（環境保全型農業の技術向上や理解促進に係る活動等）」を免除

有明海再生対策

令和7年度予算概算決定額 1：1,765（1,765）百万円
2：1,000（－）百万円

<対策のポイント>

有明海の再生に向けた**特産魚介藻類の調査や増養殖技術の開発、漁場改善対策の実証**を沿岸4県が協調して推進します。
さらに、令和7年度からの10年間で**加速化対策交付金**を創設し、**調査や技術開発等の成果を活用し**、気候変動によって影響が顕在化しつつある災害リスクなどにも対応しながら、**漁業者による漁場環境改善や経営改善の取組等を支援**します。

<事業目標>

有明海におけるアサリの母貝量確保（400トン〔令和8年度まで〕）等

<事業の内容>

1. 調査・技術開発・実証

有明海・八代海等総合調査評価委員会の「再生方策」に基づき、有明海沿岸4県が協同して、二枚貝類等の資源回復や漁場改善等の**各種調査等**を実施します。

- ① 特産魚介藻類の生息環境等の調査や実証
- ② 魚介藻類の増養殖技術の開発
- ③ 各地先に適したアサリ等の技術開発等
- ④ 二枚貝類の餌料環境改善に向けた漁場整備実証 <公共>

2. 有明海再生加速化対策交付金（新規）

1,000（－）百万円
漁場環境改善や経営改善、新技術導入といった漁業者の取組を後押しする有明海再生加速化対策交付金により、開門によらない再生の加速化に向けた支援をします。（令和7年度からの10年間（加速化対策期間）で総額100億円）

（関連事業）

水産基盤整備事業（水産環境整備事業） <公共>
養殖業成長産業化推進事業

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 調査・技術開発・実証

二枚貝類の浮遊幼生ネットワークによる再生産サイクルの形成に向けた4県協同の各種調査等を推進。

生息環境等調査



浮遊幼生の調査 等

技術開発



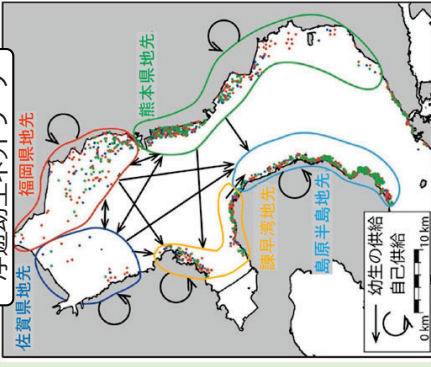
二枚貝類の種苗生産技術や藻類の養殖技術の開発 等

実証



二枚貝類の採苗・育成や食害等対策の実証 等

浮遊幼生ネットワーク



成果の活用

2. 有明海再生加速化対策交付金

▲ 漁場環境改善や水産資源の確保の加速化支援

二枚貝類の採苗・移植、食害防止対策、早期復旧対応、カキ礁・藻場造成 等

▲ 漁業者の経営改善・発展支援

共同利用施設等の整備、特産魚介類の販路開拓 等

▲ 新技術等の新たな挑戦支援

省力化技術、IoTシステムの導入、陸上養殖施設等の新技術導入 等

【お問い合わせ先】（1 ①、2）農村振興局農地資源課（03-6744-1709）
（1 ②）水産庁栽培養殖課（03-6744-2385）
（1 ③）研究指導課（03-6744-2031）
（1 ④）事業課（03-6744-7136）

農家負担金軽減支援対策事業

【令和7年度予算概算決定額 809（721）百万円】

＜対策のポイント＞

土地改良事業等の円滑な推進を図るため、事業に係る農家負担金の利子助成や無利子貸付を行うことにより、農家負担の軽減を図ります。

＜事業目標＞

農家負担の軽減を図りつつ、農地の担い手集積率の向上、高収益作物の生産額の増加、輸出事業計画による輸出の拡大、先端的な技術を活用した生産方式との適合に資する基盤整備を促進

＜事業の内容＞

1. 地域生産基盤保全強化支援事業

農地の担い手集積率の向上、高収益作物の生産額の増加、輸出事業計画との連携、先端的な技術を活用した生産方式との適合が図られる土地改良事業について、**農家負担金の償還利子相当額を助成**します。

2. 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業

農地の担い手集積率の向上、高収益作物の生産額の増加、輸出事業計画との連携が図られる土地改良事業について、**農家負担金の無利子貸付**を行います。

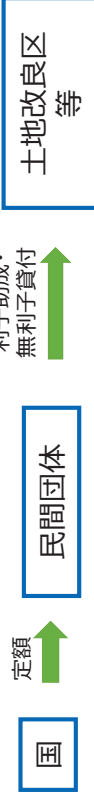
3. 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る営農再開までの**農家負担金の償還利子相当額を助成**します。

4. 農地有効利用推進支援事業

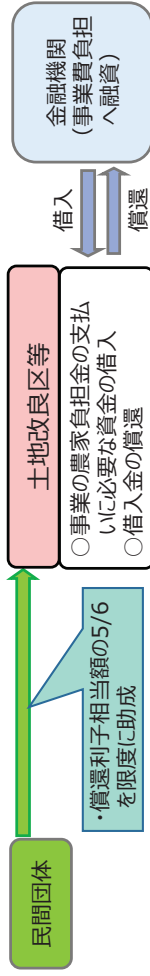
農地耕作条件改善事業の実施地区で農地の担い手集積率の向上が図られる地区に対して、**農家負担金等の償還利子相当額を助成**します。

＜事業の流れ＞



※ 下線部は拡充内容

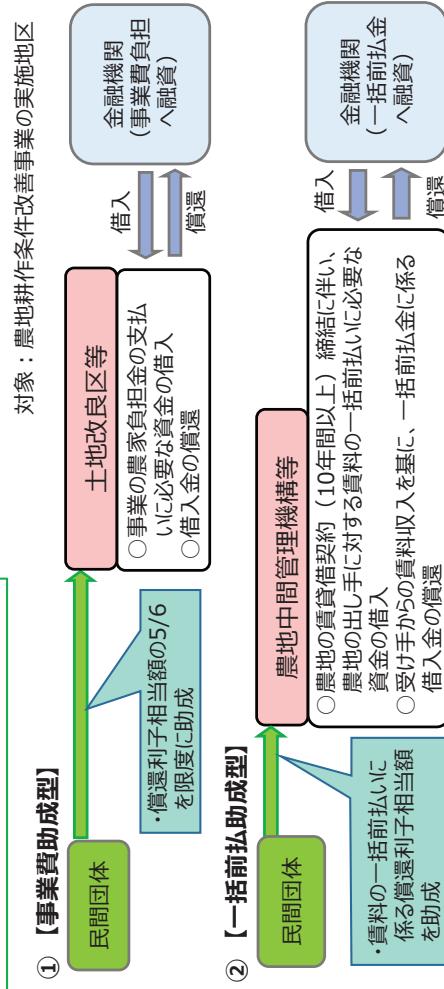
1. 地域生産基盤保全強化支援事業



2. 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業



4. 農地有効利用推進支援事業



【お問い合わせ先】 農村振興局土地改良企画課（03-3502-6006）